

# 第5章

---

## 行政が提供できる支援



## 第5章 行政が提供できる支援

本研究チームメンバーである各区は、女性（子育て中も含め）に対する先進的な支援、取組みを行っている。そこで、社会環境から見える課題、調査研究内容などに通じる、各区が独自に取組む事業等について紹介する。

1番目の事例、板橋区、北区、東京家政大学の三者共催で行っている「子育てママの未来計画」は、子育て中女性の自己肯定感を上げ、社会参画を促すことを目的に実施している講座である。この講座を企画・実施する際に、三者が徹底して子育て中女性の声に耳を傾け、寄り添う手法を用いたことが本研究への提案のきっかけとなった。

2番目は、消滅可能性都市であるとの指摘に対し「女性にやさしいまちづくり」を対応策の一つの柱として掲げ、若年女性だけでなく子育て世代などが住み続けたいまちをめざし区民の意見を徹底して取り入れ、わずか数年で共働き子育てしやすい街ランキング全国総合1位などになった豊島区の実例を紹介する。

3番目の事例は文京区が取組む「子ども宅食プロジェクト」について紹介する。この事業は子どもの貧困対策のひとつとして開始されたもので、ふるさと納税の活用、区と6つの団体などと共にコンソーシアムを形成したことなどが話題となった。母子世帯の相対的貧困率は高いと言われており、子どもの貧困問題と女性に向けた支援には密接な関係がある。

最後は研究チームメンバーで最も都心区にあたる千代田区の実例を紹介する。昨今、DV（ドメスティック・バイオレンス）と虐待が絡み合い、尊い命が犠牲になる複数の事件が発生したことにより、双方に関連する複数の部署の連携の重要性が叫ばれている。千代田区では女性、子どもだけでなく、高齢者、障がい者の関係部署まで対象を広げ、「虐待防止強化期間」として実施している先駆的な取組みである。

各区の独自の取組みを紹介するがすべてに共通するのが地域の課題を通じて支援を必要とする対象者にしっかり寄り添った取組みを展開しているところである。今回の調査研究結果を踏まえて、研究チームメンバー各区はもちろん、メンバー以外の特別区、さらに全国の自治体において育児中の女性に寄り添った事業の構築、実施を進めてほしい。

## 1 板橋区・北区

### 事業名「子育てママの未来計画」

#### (1) 東京家政大学と北区・板橋区の関係

東京家政大学とは、北区では平成22（2010）年度、板橋区では平成28（2016）年に、それぞれ大学との連携に関する協定を締結している。そして各区が男女共同参画に関する講座を、東京家政大学とそれぞれ共催で実施していた。

本講座の開催目的は、両区共通の課題であることや参加者同士の交流も期待できることから、東京家政大学、北区、板橋区の三者で共催することになった。



令和元年度のちらし

#### (2) 経緯

板橋区において実施した子育てママの再就職セミナーの参加者から、結婚、妊娠、出産を機に離職した女性のさまざまな声を聞くことができた。仕事を続けたくてもパートナーの仕事の関係（転勤など）で続けることが困難であったり、企業に産休・育休の制度が整っていないことで離職せざるを得なかった女性も存在し、そのような例は少なくないことに気づかされた。社会参画したくても、子どもの預け先がなく、預け先がないから就職活動もできず、就職できないと保育園に預けることもできない、この状況から抜け出すことがどれほど難しいかを訴える女性もいた。

そして離職し育児をする女性は、日常のすべての時間を子どもと過ごすことになり、社会参画どころが自分自身と向き合う時間すら持てなくなっている状況であった。育児による孤立化の一例である。

さらに、離職した女性の多くが経済的な面でパートナーに頼る生活をしていて、日本特有の性別役割分担でもある家事・育児を女性が完璧に行うこと、を自分に課し、パートナーからDV（ドメスティック・バイオレンス）的な行為を受けていても、家事・育児を完璧にできない自分を責め、子どもと自身の衣食住を守るため、パートナーとの生活を維持しようとするケースも見受けられた。

そこで、女性の社会参画はもちろん経済的な自立をめざすために、結婚、妊娠、出産を機に離職した女性に対する支援を展開したい、と東京家政大学（女

性未来研究所)に相談したところ共感していただき、全面的な協力により平成29(2017)年度末に講座「子育てママの未来計画」を実施することができた。北区においても、再就職講座等での参加状況や課題が同様であり、前述(1)のとおり平成30(2018)年度から三者共催で講座開催することとなった。

### (3) 内容

経済的自立をめざすためには就労支援が直結的な事業ではあるが、離職し育児中心の生活を送る社会から孤立化した女性にとって、再就職は肉体的にも精神的にもハードが高い。そこで、社会参画に向けた第一歩を踏み出してもらうきっかけづくりを目的と



参加者が熱心に講義を聞くようす

した講座が必要であると考えた。東京家政大学女性未来研究所に依頼し、講座の開発を行った。並木有希東京家政大学女性未来研究所副所長、平野順子家政学部准教授、平野真理人文学部講師を講師として、それぞれの専門分野における知見を活かし、参加者の心理状態・社会的状況を考慮に入れた教材を作成し、カリキュラムを企画した。

区側は運営に全面協力した。参加者を、母親役割から解放された状態でひとりの女性として参加してもらうため、講座当日は、参加者に対し、家事・育児に追われる中、自分だけのための時間を作って参加してくれたことに感謝し受け入れる。そして、母として、妻としてだけでなく、私自身が学ぶ時間を持ち、私の価値に気づき輝くことの大切さを伝える。

そのようにして作られたリラックスした雰囲気の中で、参加者それぞれが自分の生活や希望を見つめて、考えの言語化を行い、その上で参加者同士の相互承認の中で自己肯定感を高めていく。心の元気を取り戻した上での自分自身の希望や願望の再発見から、これからの自分のキャリアをイメージしていくように構成された連続講座である。好評を得て、今までに18回開催されている。

#### ■参加者の意見、感想

- 子どもと離れて集中して学ぶことができた。
- 自分を見つめ直し向き合うことができた。
- 久しぶりに社会につながった気がした。

- 褒められて嬉しかった。
- 自分に優しくしていいことを知った。
- 頑張っていることを認めてもらえて癒された。

などの意見が多く、妊娠・出産をきっかけに離職している女性の多くは自分自身のために時間を使うことがなかなかできず、家事や育児に頑張っているにもかかわらず認められる、褒められるといった機会が多くないことも確認できた。

参加した方から喜びの声が多く届き、基礎編応用編の続きも参加したいという声や、2日間ではなく、月に1回など定期的で開催してほしいという声も少なくなかった。

この講座に参加することにより、自分にできることを見つめ直し、社会参画への一歩を踏み出した例も確認できた。

また、板橋区ではこの講座をきっかけに、ママでもなく妻でもない自分を大切にしてほしいというメッセージとともに平成30(2018)年8月「子育てママの個別カウンセリング」と称して男女平等推進センターの相談室を周知した。これにより、自分自身に関する相談件数が急増したことについては第1章で述べた。

育児中の女性の自己肯定感を上げることで社会参画への意欲が高まる可能性がある。女性の活躍を推進するためには、児童虐待、子どもの貧困、DVなどの問題とも関連深い女性に対する幅広い支援、施策が求められる。



講座のようす

## 2 豊島区

### 消滅可能性都市から女性活躍都市No.1へ

#### (1) 消滅可能性都市の指摘

平成26(2014)年5月8日日本創成会議は、「2040年までに20～39歳の女性が半分に減る恐れのある全国の896自治体(日本全体の49.8%)は、近い将来急激な人口減少に転じる。」と指摘した。いわゆる消滅可能性都市であり、23区では唯一豊島区が入っていた。

消滅可能性都市の最大の要因は、若年女性(20～39歳)の転入の大幅な減少と出生率の低さと言われている。豊島区は、平成22(2010)年の総人口284,678人に占める若年女性の人口は、50,136人で、これが、2040年には、人口推計272,688人、若年女性の人口は24,666人になるとの指摘であり、減少率は50.8%であった。また、同年の合計特殊出生率は、0.88人だった。

#### (2) ピンチをチャンスに！スピーディな当初の取組み

この指摘を受け、豊島区役所に衝撃が走り、高野之夫区長は「頭が真っ白になった。」と当時を振り返る。

しかし、区長はこのピンチを区の転換の良いチャンスととらえた。

区では、提言当日に「緊急対策本部」設置に向けた準備を開始し、5月16日に「消滅可能性都市緊急対策本部(現在：持続発展都市推進本部)」を立ち上げ、対応策を検討することとした。

その対応策の一つの柱として、「女性にやさしいまちづくり」を掲げ、女性の意見やニーズをまちづくりに取り入れるため、女性を中心としたメンバーによる「としまF1会議」を立ち上げることにした。

この「としまF1会議」の設置に先立ち、7月にキックオフイベントとして「としま100人女子会」を開催、区内在住、在勤、在学の女性が100人規模で集まり、豊島区のイメージ、現状、課題、どんなまちにしたいかなどの意見を自由に出し合ってもらった。

8月から開催した「としまF1会議」は、「と



しま100人女子会」の参加者19人を含む32人の委員で6つのチームに分かれ、4か月間調査・研究を重ね、次年度予算に反映するため、12月に持続発展都市推進本部の席で区長に実現可能と思われるプランを提案した。



#### (3) 消滅可能性都市から持続発展都市への取組み

区は、平成27(2015)年4月にF1会議で提案された「子育てナビゲーターの配置」、「女性のための起業支援」など11事業8,800万円を予算化した。

若年女性中心の会議も、またその提案を予算に即反映させるという試みも区政始まって以来のことだった。さらに、平成28(2016)年4月には関連事業を組織横断的に推進していくために、マーケティング、ブランディング、PR等の専門ノウハウを有する人材を民間から登用し、「女性にやさしいまちづくり担当課(現在：「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室)」を設置した。

担当課は、区の現状分析などにより、施策の対象ターゲットや住民ニーズをより明確化した。ターゲットについては、20代～30代の若年女性に加え、40代以上を含む子育てファミリー世代、働く世代に拡大し、こうした世代が住み続けたいまちに向けた取組みへと方向性を定めた。

施策と情報発信の両面を進め、住民が主体となり、自身が住むまちをよりよくしていこうとする動きを後押しするような施策の展開が必要であると認識し、地域コミュニティ力の向上など住民同士の共感を得る施策に積極的に取り組むこととした。

その方法として、住民や企業など立場が異なる多方面の対話や創造の場の構築を目指した。

最初に手掛けたのが、産官学のさまざまな団体の代表による働き方改革宣言「としまイクボス宣言」である。

また、「FFミーティング(現在：としまぐらし会議)」(FFは女性/ファミリーにやさしい。の略)を開催し、働く世代や子育て世代、職業もライフスタイルもさまざまな人々が一緒に豊島区の未来を考える場を



改修前の公園トイレ

設けた。

第1回は「池袋がどんなまちに変わってほしいですか?」、第2回は「公園」をテーマに開催した。この場に出された意見が、庁舎跡地のネーミングコンセプトに、また「小さな公園活用プロジェクト」「アートトイレ」につながった。



さらには、区内の多岐にわたる魅力や人々、そしてまちに関するさまざまな情報を発信する情報Webサイト「としまScope」をオープンした。

このサイトをきっかけに、人々が出会い、つながり、まちがさらに楽しくより面白く進化し、豊島区で暮らす人々が、もっと自由にもっと自分らしく暮らせるようになることを目指して、現在も情報発信をしている。



改修後のアートトイレ

#### (4) 男女共同参画都市No.1へ

多くの自治体が取組んだ保育園の待機児童対策にも、民間保育所の積極的誘致などに区は重点的に取組み、平成29(2017)、平成30(2018)年度の2年間待機児童がゼロとなった。

区民の意見を聞き、そこに暮らす人々を巻き込んだ様々な取組みにより平成29(2017)年度は、「共働き子育てしやすい街ランキング」全国総合1位となり、翌年の「男女共同参画に関する自治体調査2018」(いずれも民間調査)においては東京都内総合1位となった。

子育て世代はもとより女性がまちでの関心の高い場所が、公園とトイレである。平成28(2016)年に整備した池袋駅近くにある南池袋公園は、全面芝生張りで、連日家族連れでにぎわっている。

また、新たに整備したHareza池袋の新区民センターには、子ども連れの休憩スペース(パパママ☆



改修後の南池袋公園

すぽっと)に加え、パウダールームと35室の女性トイレを整備した。

平成26(2014)年に「消滅可能性都市」と指摘されたことをきっかけに、豊島区は、子育て世代の方々などの意見を参考に様々な施策を展開してきた。また、文化を基軸としたまちづくりも併せて推進し、まちの魅力を高めることで、豊島区の人口は一貫して増え、平成30(2018)年には40年ぶりに29万人に回復した。若年女性も着実に増加し、その減少率も18.9%に大きく改善するなど、豊島区は消滅可能性都市から脱却した。



パパママ☆すぽっと

今後も保育の需要は伸びるものと見込んでおり、さらなる待機児童対策が求められていく。保育サービスの量とともに保育環境などの質の確保が今後の課題となっている。

- 第1章
  - 1
  - 2
  - 3
  - 4
- 第2章
  - 1
  - 2
  - 3
- 第3章
  - 1
  - 2
  - 3
- 第4章
  - I
  - II
  - III
  - IV
- 第5章
  - 1
  - 2
  - 3
  - 4
- 第6章
- 資料編

### 3 文京区

#### (1) 子ども宅食プロジェクト

##### ① 事業概要

子どもの貧困対策の一つとして、「とどく、つながる、みらいのために」をキャッチコピーに平成29



(2017)年度から開始。経済状況の厳しい子育て世帯（児童扶養手当、就学援助受給世帯等）に対し、企業等から寄附された食品等を定期的に自宅に届ける。配送等を通じ、各家庭とつながることで、生活の困りごとに気付き、必要な支援につないでいくこと、地域や社会からの孤立を防ぐことを目的としている。

##### ② 運営

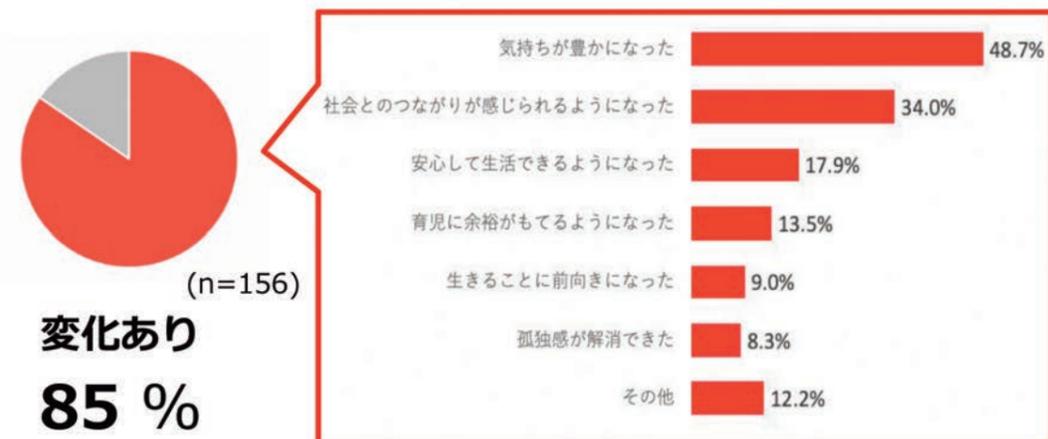
活動は、互いの強みを活かすコレクティブ・インパクトの手法を取り入れ、文京区と六つの団体等で協定を結び、コンソーシアムを形成。

財源は、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングにより調達し、返礼品はないものの、全国から多くの賛同を得て、目標を超える寄附金額を達成している。

##### ③ 社会的インパクト評価

事業が生み出す社会的価値を可視化し、検証することで、寄附者等への説明責任を果たすため、事業開始当初から評価設計を始めていた。令和元（2019）

Q.こども宅食の支援を受ける前と比較して、あなたの気持ちの変化はありましたか。



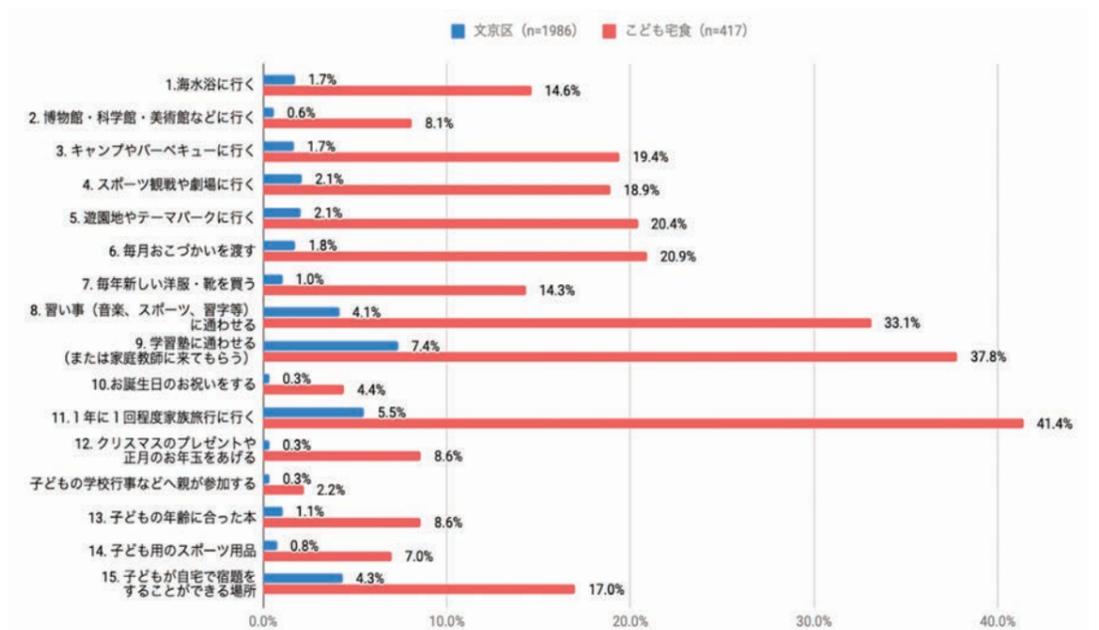
資料：こども宅食コンソーシアム「こども宅食の対象世帯の生活実態と支援ニーズに関するアンケート【調査結果報告書】」（令和元年6月）

年度にインパクト・レポートを発表し、この結果に基づき、実施団体間で戦略と結果を共有し、組織の運営力の強化や事業改善につなげている。

この調査において、利用世帯に顕著な変化が見られたのは、「心理的ストレスの減少」と「可処分所得の向上（食費負担の軽減）」であった。

また、この調査と同じ項目（はく奪指標）を、平成30（2018）年度に文京区が実施した「子育て支援に関するニーズ調査」に取り入れ、結果を比較したところ、平均的な子育て世帯との格差が浮き彫りとなった。

経済的な理由により「ない」、「できない」と回答した割合



資料：こども宅食コンソーシアム「こども宅食の対象世帯の生活実態と支援ニーズに関するアンケート【調査結果報告書】」（令和元年6月）

##### ④ 考察

本事業では、「見えない貧困を見えないまま支援する」ことを大切にしており、食品が届くという分かりやすいコンセプト、LINEを活用した簡単申込（窓口手続き不要）が功を奏し、約600世帯が安心して利用している。本区の児童扶養手当受給世帯が平成30（2018）年度末；589世帯、就学援助受給対象数が令和元（2019）年5月現在；960人であり、重複を見込んでおよそ1,000世帯が本事業の対象世帯と想定しており、既に6割の家庭とつながることができたと考えている。

配送は、ドライバーの手渡しを心掛け、「何かお困りごとはないですか。」と必ず声掛けをしている。2か月に1回と配送頻度は低いものの、利用世帯の負担感が少ない方法で、緩やかな見守りを続けており、新たなセーフティネットとなっている。コンソーシアムのメンバーが利用世帯の気掛かりな状況に気付いた場合には、スタッフが速やかに子ども家庭支援センターに相談できる体制も築いてきた。また、宅配用コンテナには、相談窓口；子ども応援サポート室のチラシのほか、学習支援、ハローワークの就職相談会、ひとり親家庭が利用できるサービス一覧などを同梱しており、今後、プッシュ型の情報提供についても検討している。

前述のとおり、財源（活動資金）は、ふるさと納税で調達しており、文京区以外の全国からの寄附者が圧倒的に多くなっている。また、配送食品のほとんどを寄附により調達しているが、企業からは日用品（絆創膏、ウェットティッシュ、食品用ラップ等）提供の申出もあり、家計の助けになるため、積極的に受け入れている。

このほか、抽選にはなるが、コンサート、スポーツ観戦、区内博物館のチケット等、子どもたちの豊かな経験につながる機会の提供もあり、子どもの貧困対策として、広がりをみせている。

このような動きは、子どもの貧困を憂いている全国の方々と利用世帯をつなぐプラットフォームの役割も果たしており、見えない貧困を見えないまま支援できる体制となっている。

配送後に利用者からLINEで届く感想には、「自分を気にかけてもらえることが嬉しい。」という声が多い。孤独を感じていた利用者が、子ども宅食を通じて社会とのつながりを感じ取っていただいております、気持ちに前向きな変化が生まれている。また、アンケート結果においても、“子どもとの会話”や“子どもの笑顔”が増えたと回答した家族も多く、このような明るい兆しが、子どもたちの未来を照らしていくと考えている。

## (2) トップマネジメントによるリーダーシップと情報発信

企業のトップマネジメントによるリーダーシップと情報発信は、女性のエンパワーメント原則<sup>1</sup>やダイバーシティ 2.0行動ガイドライン<sup>2</sup>等においても、企業価値を高める上での重要な行動要素であると認識されているが、自治体経営においてもまた同様である。

文京区においても、UN Women（国連女性機関）によるジェンダー平等のための連帯運動であるHeForSheへの参加者宣誓、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言<sup>3</sup>への賛同表明、ゼロハラ宣言<sup>4</sup>等、トップマネジメントである区長自らの女性施策に対するメッセージ発信を積極的に行っている。これらの活動が、職員のみならず、区民、事業者、地域活動団体等に伝わっていくことで、新たな施策を展開していく上での理解・協力を得る原動力にもつながるものと考えている。

1 Women's Empowerment Principles 通称「WEPIs」。平成22（2010）年3月に、国連グローバル・コンパクト（GC。国連と企業の自主的な盟約の枠組み）と国連婦人開発基金（UNIFEM。現UN Women（国連女性機関））が共同で作成した7原則。企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指して、女性の経済的エンパワーメントを推進する国際的な原則として活用することが期待されている。

2 平成29（2017）年3月に、経済産業省が策定し、公表した企業が取るべき七つのアクションをまとめたガイドライン（平成30（2018）年6月に改訂）。中長期的・継続的に、全社的な取り組みを実行していくには、経営トップのコミットメント・リーダーシップが不可欠であるとされており、経営陣の取り組み、現場の取り組み、外部コミュニケーションの三つの視点から構成されている。

3 女性活躍に想いを持つ男性リーダーが、様々な女性の意欲を高め、その持てる能力を最大限発揮できるよう支援するため、「自ら行動し、発信する」「現状を打破する」「ネットワークを進める」の3項目から成る行動宣言。内閣府男女共同参画局が事務局を担当している。

4 「私たちは経営者として、組織の長として、自社、自組織の取り組みはもちろん、すべての職場におけるハラスメントをゼロにすることに賛成します」の主旨に賛同する企業、大学、団体、自治体のトップが「ハラスメントを許さない」という決意と表明を宣言として公表する。「#WeToo Japan」が事務局を担当している。

- 第1章
  - 1
  - 2
  - 3
  - 4
- 第2章
  - 1
  - 2
  - 3
- 第3章
  - 1
  - 2
  - 3
- 第4章
  - I
  - II
  - III
  - IV
- 第5章
  - 1
  - 2
  - 3
  - 4
- 第6章
- 資料編

## 4 千代田区

### 虐待防止強化期間を設定し、虐待や暴力への気づきと相談を促す

#### (1) 経緯

千代田区では、平成21（2009）年度から虐待等防止連絡委員会を設置し、虐待や暴力の防止及び被害者の適切な保護や支援を行うために必要な情報交換を行っている。関連部署の課長級を中心とした委員会の他、実務者会議を設置し、必要に応じて個別検討会議を開催できる。

令和元（2019）年度の虐待等防止連絡委員会において区独自の虐待防止強化期間を設定し、児童・家庭支援センター（児童虐待防止）、国際平和・男女平等人権課（女性への暴力防止）、障害者福祉課（障害者虐待防止）、在宅支援課（高齢者虐待防止）が連携して相談窓口を周知するとともに区民一人ひとりにできることを呼び掛けた。

#### (2) 虐待防止強化期間の設定

令和元（2019）年11月1日～12月10日を区の虐待防止強化期間と設定した。  
 ※11月は児童虐待防止月間、11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間、12月3日～9日は障害者週間、12月4日～10日は人権週間であることから、各期間を包括した。

#### (3) 虐待防止強化期間の取組み

##### ① 秋葉原駅街頭キャンペーン

区内大学、企業、警察、東京都児童相談所、民生・児童委員等と啓発物品を配布しながら暴力と虐待の防止を訴えた。啓発物品は協力企業からご提供いただき、区長や秋葉原駅長も参加した。また、警視庁シンボルマスコット「ピーポくん」とそのファミリー、東京都児童虐待防止推進キャラクター「OSEKKAIくん」も登場し、地域の連携を強めた。

##### ② リボンツリーの作成

区民等がつくったオレンジ・パープルリボンとメッセージを集めてリボンツリーをつくり、区役所入口等に展示した。



●区役所入口のリボンツリー。夕方はライトアップされた。

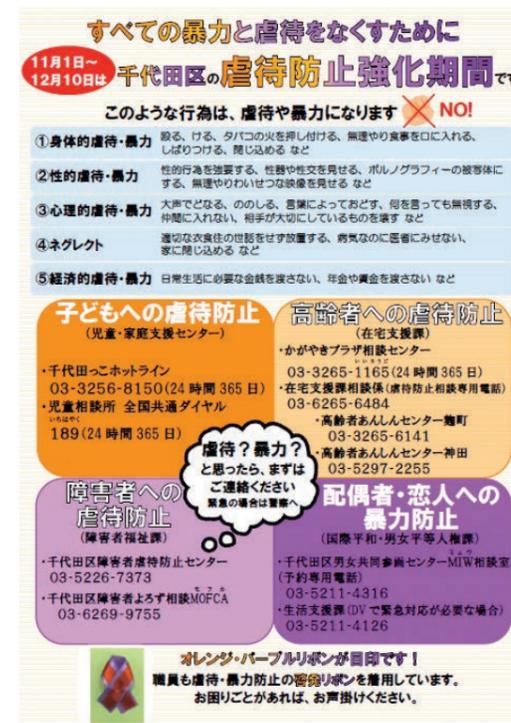
虐待防止強化期間中は、職員もオレンジ・パープルリボンを着用し、相談できる目印とした。

##### ③ 会議・講座等での啓発

関係各課が虐待防止期間中に行う、外部委員が参加する会議や講座・講習会等において、啓発物品やチラシを入れた啓発バッグを配付し、職員が一人ひとりにできること等を呼び掛けた。

##### ④ オレンジリボンキャンペーン及びMIWパープルリボン・プロジェクト

児童・家庭支援センターでは虐待防止講演会を実施した。男女共同参画センター MIWでは虐待やDVに関する講座や展示、DVD上映等を実施した。



#### 啓発用のチラシとバッグ

- チラシは秋葉原駅街頭キャンペーンでも配布し、相談窓口を広く周知した。
- 啓発バッグは課ごとにチラシ等を追加して配付した。
- バッグのイラストは男女共同参画センター MIWのマスコットキャラクター「みゅうじろう」



虐待や暴力防止 私たちにできること  
昨今、残念なことに、児童が保護者に虐待された末に亡くなる事件のほか、障害者や女性、高齢者への虐待や暴力事件が相次いで起こっています。  
11月1日(金)から12月10日(火)は、区の虐待防止強化期間。今号では、区や私たちにできることを紹介します。

What We Can Do  
私たちなら、きっとつくれる。  
虐待や暴力のない  
千代田区の未来を。  
増える暴力・虐待相談  
例:児童相談所における全国の児童虐待相談対応件数  
42,664 73,802 159,850  
20 25 30 年(推定)

身の回りでこんなこと起きていませんか? このような行為も虐待や暴力になります

- 自分の子どもに対して
・子どもに年齢不相応な勉強などを強要する
・子どもを家や車内に置き去りにして外出する
・子どもの目の前で夫婦げんかをする
介護が必要な高齢者に対して
・ドアに鍵をかけて部屋から出られないようにする
・入浴を嫌がるからと入浴や着替えをさせない
・髪が伸び、皮膚が汚れている状態で放置する
・本人の意思や利益に反して、介護者が年金や預貯金を使い込む
障害等のある方に対して
・家庭・施設・職場で、障害等があるためにできないことや理解が難しいことを強要する
・やみくもにどなる
・子ども扱いしてプライドを傷つける
配偶者や恋人に対して
・通話やメール履歴を細かく確認するなど、行動を監視する
・実家や友人などの付き合いを制限する
・自分の思い通りにならないと、おどしたり、不機嫌になったりする
・いつも上から目線で話したり、無視したりする

Contents 今号の主な内容
05 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定 06 景観まちづくり計画(素案)への意見募集 10 子どもケアプランの受け付け開始 16 65歳の広場
発行=千代田区 編集=政策経営部広報広聴課 〒102-8688千代田区九段南1-2-1 ☎5211-4175 FAX3239-8604 区HPhttp://www.city.chiyoda.lg.jp
広報千代田は月2回(5日・20日)発行。新聞折込のほか、区の施設などに設置しています。区内在住で郵送をご希望の方は、上記までご連絡ください。

子どもと親を守る
子どもへの虐待はこの家庭にも起こり得ます。経済的な問題や、親のストレス、親の孤立など、さまざまな要因が虐待につながります。悩みを抱えているのに、相談できる相手がないなど、孤立は虐待の引き金になります。
地域で支えましょう
子育てをする親はストレスがたまり、そのストレスを子どもに向けてしまう人もいます。そんなときに、地域の皆さんが声をかけることで、親は穏やかな気持ちになり、悩みを打ち明けやすくなる場合もあります。
あなたの気がかりが命を救うことも
「子どもを叩いている」「子どもをひどく叱っている」など、あなたの身近に気になる親の様子はありませんか。あれはきっとしつこくしつこく、と見送るのではなく、子どもの命を最優先に相談窓口へ連絡してください。
私たちにできること
・子どもやその親などにあいさつを積極的に行う
・夜間に一人で遊んでいる子どもがいたら声をかける
・泣き叫ぶやどなりつける声が頻りに聞こえたら相談窓口へ連絡する
・地域や親戚などと交流がなく、孤立しているような家庭に声をかける
虐待?と思ったら、すぐに相談してください
千代田っこホットライン☎3256-8150(24時間365日)
児童相談所全国共通ダイヤル☎189(24時間365日)
4152電話相談☎3366-4152
子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京(都のライン相談/右の二次元コードからアクセス)
問合せ 児童・家庭支援センター子ども家庭相談係
☎5298-5521 FAX5298-0240 ②jidosenta@city.chiyoda.lg.jp

高齢者と介護者を守る
介護ストレスは、高齢者虐待の大きな要因になります。「ゆとりある介護」が、虐待防止の第一歩になります。
あなたの友人や家族が仕事と介護の両立で悩んでいたら
仕事をしながら認知症などの親の介護をする方は、ストレスがたまり、そのストレスを親に向けてしまうことがあります。一人で介護を抱え込む前に、相談窓口へまず相談してください。要介護認定後、デイサービスやショートステイなどの介護サービスを利用することができます。
虐待を受けている自覚がない場合も
虐待を受けているケースの約1割は命の危険がある状態です。「高齢者虐待」は、虐待をしている人に虐待の自覚があるとは限りません。例えばおもしろいからと就寝前に水を与えないことが、脱水症状につながることもあります。
私たちにできること
・日常的にあいさつを交わし、元気がなさそうに見える高齢者には声をかける
・介護に負担を感じている人がいたら、苦労をねぎらい、高齢者あんしんセンターやかがやきプラザ相談センターなどへの相談を勧める
・夜になっても部屋の明かりがつかない日が続いている、最近姿を見ないなど、家庭に不審な様子があれば相談窓口へ連絡する
・無理せず、介護を抱え込まないように介護保険などのサービスを上手に利用するよう勧める
介護に悩んだときや、心配な生活を送っている
高齢者を見かけたら、相談窓口へ連絡してください
かがやきプラザ相談センター☎3265-1165(24時間365日)
在宅支援課相談係(虐待防止相談専用電話)☎6265-6484
高齢者あんしんセンター麹町☎3265-6141/神田☎5297-2255
問合せ 在宅支援課相談係☎6265-6483
FAX3265-1163 ②zaitakushien@city.chiyoda.lg.jp

NO! 私たちにできること。命を守るために。

障害者を守る
周りの人の気がかりが障害等のある方への虐待を防ぐことにつながります。
虐待をしている、されている自覚がないことも
虐待をしている人は、指導やしつけの名の下に不適切な対応をしている場合や、介護する家族が心身の疲労や障害についての知識不足などで、気がかぬうちに虐待をしている場合があります。また、虐待をされている側も障害によっては虐待と認識できず、気がつかない場合があります。
小さな兆候を見逃さない
虐待をされている人は、虐待を訴えようとしても、無力感から諦めている場合もあります。どんな小さな兆候でも気付いたら、相談窓口へ連絡しましょう。
私たちにできること
・障害者に対して、身体に傷がある、元気がないなど、小さな兆候やちょっとした異変を見逃さない
・日ごろからあいさつや声を積極的にかけ、コミュニケーションを取る
・相手から相談されやすい関係をつくる
虐待?と思ったら、すぐに相談してください
千代田区障害者虐待防止センター☎FAX5226-7373
※夜間・休日は区役所代表電話(☎3264-2111)へ
千代田区障害者よろず相談MOFCA☎6269-9755 ②info@mofca.net
問合せ 障害者福祉課総合相談担当☎5211-4217 FAX3556-1223
②shogaishafukushi@city.chiyoda.lg.jp

配偶者や恋人を守る
配偶者や親密な関係で起こる暴力のことをDV(ドメスティック・バイオレンス)といい、これには交際中のパートナーも含まれます。DV被害者は、加害者の言動を恐れ、また世間体を気にして、周りに打ち明けられないことがあります。本人にDV被害者だという自覚がない場合もあります。周囲の「気がつき」と、相談を受けたときの対応がとても大切になります。
子どもにも大きな影響が
DVは、子どもへの虐待にも密接に関わっています。DV被害者の約4割が、子どもにも暴力を振るっているという調査結果があります。たとえ直接暴力を受けていなくても、子どもが暴力を見聞きすることは、「面前DV」といい、子どもへの虐待にあたります。
DVは大人だけの問題ではありません
結婚前の恋人間の暴力を「デートDV」といいます。命令したり、監視したり、暴力を振るったり「怖い」「つらい」と感じるような恋人の言動も、デートDVの可能性がります。「愛されている証拠だから」と、あなたの周りで恋人からの暴力を我慢している人がいたら、相談窓口を案内してください。
私たちにできること
・相談を受けたら、否定しないで話を聴く
・「ただの夫婦げんか」「あなたにも落ち度がある」「すぐに別れるべき」と安易に言わず、じっくりコミュニケーションをとる
・話を聞いてもらえるところがあるよと、相談窓口を案内する
DV、暴力?と思ったら…相談窓口へ連絡してください
千代田区男女共同参画センターMIW相談室(予約専用電話)☎5211-4316
生活支援課(DVで緊急対応が必要な場合)☎5211-4126
東京ウィメンズプラザ☎5467-2455
東京都女性相談センター☎5261-3110
問合せ 国際平和・男女平等人権男女平等人権係☎5211-4166
FAX3264-1466 ②kokusaidanjo@city.chiyoda.lg.jp

緊急の場合は警察へ

第1章 1
2
3
4
第2章 1
2
3
第3章 1
2
3
第4章 I
II
III
IV
第5章 1
2
3
4
第6章
資料編